

確認	入力

共済組合処理欄

## 一部繰上償還申出書

一部繰上償還予定年月日		繰上償還後の償還額について以下のいずれかに をしてください(4 参照)。																			
令和 年 月 16日		ア 現在の償還額と同程度(残回数が減る)    エ 償還額を変更(給料月額参照)																			
貸付種別		イ 最も低(安)くなる額(残回数は同じ)    毎月分 _____ 円程度																			
貸付番号		ウ 残回数の範囲内で回数を変更    回    ボーナス分 _____ 円程度																			
繰上申出額	毎月償還分		共済組合処理欄 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>災害</td> </tr> <tr> <td>回</td> <td>円 住宅</td> <td>医療</td> </tr> <tr> <td>回</td> <td>円 住災</td> <td>結婚</td> </tr> <tr> <td>(前歴)</td> <td>円 介護</td> <td>葬祭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利息</td> <td></td> </tr> </table>		一般	災害	回	円 住宅	医療	回	円 住災	結婚	(前歴)	円 介護	葬祭		教育	計		利息	
		一般		災害																	
	回	円 住宅		医療																	
回	円 住災	結婚																			
(前歴)	円 介護	葬祭																			
	教育	計																			
	利息																				
ボーナス償還分																					
合計																					
給料月額	円	(注) 繰上申出額は、以下の事項に注意して記入してください(1円単位まで可)																			
給料月額×3/10	円	繰上額は、毎月償還のみの方は、10万円以上、ボーナス併用償還の方は、20万円以上です。																			
給料月額×6/10	円	ボーナス併用償還の方は、繰上申出額の1/2以上をボーナス償還分としてください。																			
年末残高証明書が 必要 ・ 不要    詳細は税務署で確認ください(6 参照)。																					

(提出前にお読みください)

- 1 申出書の提出期間(年2回)
  - 7月繰上償還予定 …… 5月25日から6月15日
  - 1月繰上償還予定 …… 11月20日から12月10日
- 2 償還方法について
 

一部繰上償還予定年月の5日頃に「払込書」を所属所の本人あてに送付しますので払込書に記載している期限までに払い込んでください。
- 3 払込金額について
 

育児休業等による償還猶予金がある場合は、申出額にその残額を含めます。  
 ボーナス併用償還されている方は、1ヶ月分の利息を申出額に含めます。
- 4 繰上償還予定月の翌月(8月または2月)の償還額から変更になります(新償還表を送付します)。
- 5 一部繰上償還された翌月は全額繰上償還できません。
- 6 住宅取得控除のための「年末残高証明書」は償還年数が10年未満の場合は発行できません。
- 7 ボーナス償還分のみを繰上償還する場合、毎月償還分の償還方法の変更はできません。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還額等を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合兵庫支部長 様

所属所コード・所属所名

TEL

( ) -

組合員住所 〒 -

TEL

( ) -

職員コード・氏名

(注意) 申出人は、自書してください。